

平成26年4月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

- 1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害等級2級の障害厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。)があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「死亡時において死亡者の戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化していると認められないため。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 受給権者が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))に遺族厚

生年金が支給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項)が、受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚的内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほか、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

- 2 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが肯定的に認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったかどうかということになる。

第4 当審査会の判断

- 1 「略」
- 2 認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体をまったく失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記の「夫婦としての共同生活の状態がない」といえるためには、以下のアないしウの要件を全て満たすこととしているところ、当審査会としてもこれを相当と解する。

- ア 当事者が住居を異にすること
- イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと
- ウ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

3 以上の認定事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について

亡Aと戸籍上の妻であるBは、住民票上では、平成〇年〇月〇日から別居し、亡Aは、〇〇の住居を出て、請求人が居住する〇〇の住居で、請求人と同居を始め、同居は、亡Aが死亡するまでの約〇年間続いた。しかし、平成〇年〇月〇日、亡Aは、〇〇のマンションの賃貸借契約をしており、上記1の(4)で認定したとおり、請求人は、〇〇の住所に転入する前は、〇〇のマンションに居住していたことから、住民票上の住所を同じくする以前から、亡Aと請求人の同居が開始されていたものと推認することができる。

亡AからBへの経済的な援助については、〇〇の住居の住宅ローンを亡Aが返済しているが、亡Aに係る同ローンの債権額は〇〇万円であり、Bも同様に債権額〇〇万円の債務者となっているのであり、亡Aの同ローンの返済は、自らの債務を履行したものでしかなく、この他に経済的援助があったとする資料は提出されていない。

音信・訪問について、Bは、年間〇ないし〇回、亡Aから電話があったと回答しているところ、それは主に子供宛の電話であり、亡Aが自分の健康状態や、入院の知らせで病院、病室、入院や検査状況を知らせてくると、Bが電話をして再度いろいろ聞いたという状況であり、また、それによって、Bが亡Aを見舞った等の資料はない。

亡Aは、透析を開始したことにより、会社勤めも無理になり、その上肝

臓癌により入退院を繰り返すようになったのであるが、その看病・介護したのは請求人であった。

これらを総合して見るに、本件は、亡AがBとの同居義務並びに協力扶助義務の履行を拒絶して別居したのであるから、それだけで民法第770条第1項第2号所定の「悪意の遺棄」に該当するものであり、亡AがBと別居し、請求人と同居していた期間は〇年を超え、その間の亡AとBの積極的な交流も窺えず、夫婦としての共同生活が行われていない状態があまりに長期間固定しており、将来の修復を予測することは困難であるから、亡AとBとの婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(2) 亡Aと請求人との生計維持関係について

亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記1の認定事実から明らかである。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。